

# 資金決済法に基づく情報提供について

ソフトバンク株式会社

ソフトバンクシンプルスタイルをご利用いただくにあたり、弊社から発行される前払式支払手段における資金決済法に基づく表記を以下の通り定義させていただきます。

ソフトバンク株式会社が発行する前払式支払手段（A:ソフトバンクが発行しているプリペイド(3G)、B:ソフトバンクが発行しているプリペイド(4G)、C:ソフトバンクが発行しているプリペイド(5G)、D:ソフトバンクプリペイドカード 3000/5000、シンプルスタイル/プリペイドチャージ番号発行シート）における法定表記は以下の通りです。尚、上記 A~C につきましてはお客様がチャージ後の前払式支払手段です。

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

法律	項目	記載文言
法第 13 条第 1 項	お支払金額	支払金額：3,000 円(非課税) 5,000 円(非課税)
	利用可能金額	利用可能金額：3,000 円 5,000 円
	(第 1 号)氏名、商号又は名称	ソフトバンク株式会社
	(第 2 号)支払可能金額等	チャージ金額上限：3G ケータイ 60,000 円 その他 120,000 円 ※B:ソフトバンクが発行しているプリペイド(4G)、C:ソフトバンクが発行しているプリペイド(5G)については 120,000 円のみ
	(第 3 号)有効期間又は期限	登録有効期限：****年**月**日 (プリペイドカード/発行シートの製作・発行タイミングにより異なります。) ●「利用有効期間」(発着信可能)：プリペイドカード/発行シート登録の翌日から 60 日間 ※利用有効期間はプリペイドカード/発行シート 1 枚につき 60 日間加算され、最長 360 日間まで延長可。
(第 4 号)苦情又は相談窓口	所在地：〒105-7529 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー ソフトバンク(株) カスタマーサポート ソフトバンク携帯電話から 157 一般電話から 0800-919-0157 受付時間 オペレータによるチャット対応 9:00~20:00 オペレータによる電話対応 10:00~19:00	
法第 13 条第 1 項 第 5 号 府令第 22 条	(第 1 号)使用できる施設 又は場所の範囲	ソフトバンク 3G サービスエリア・4G サービスエリア(国内のみ) ※A:ソフトバンクが発行しているプリペイド(3G)についてはソフトバンク 3G サービスエリアのみ(国内のみ)

第2項	(第2号)利用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>●プリペイドカード/発行シートのご利用には登録が必要です。</li> <li>●プリペイドカード裏または表面、発行シート表面に記載されている、登録有効期限を過ぎると登録操作ができなくなります。</li> <li>●カード/発行シートの登録毎にユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料をお支払いいただいております。</li> <li>●ユニバーサルサービス制度と電話リレーサービス制度の詳細はソフトバンク HP にてご確認ください。</li> <li>●ソフトバンクシンプルスタイル以外ではご利用できません。</li> <li>●カード/シートの交換、紛失カード/シートの再発行、払戻し、換金はできません。</li> <li>●万一カード/シートの汚損、盗難、または ID 番号の第三者への漏洩による不正使用があった場合当社では一切責任を負いかねます。</li> </ul>
	(第3号)未使用残高又は未使用残高の確認方法	●1400 ヘダイヤルいただきますと、お問合せいただいた時点での残高をご確認いただくことができます。(無料)
	(第4号)約款などの存する旨	3G 通信サービス契約約款・4G 通信サービス契約約款に基づき提供いたします。 ※A:ソフトバンクが発行しているプリペイド(3G)については3G 通信サービス契約約款に基づき提供いたします。
法第13条第3項、府令第23条第2項、第3項	(第1号) 資金決済法14条1項の趣旨及び同法31条1項に規定する権利の内容	<p>弊社は、事業の破綻によって本サービスを利用することができなくなることによって生じるリスクから利用者の皆様を保護するために、資金決済法14条1項に基づいて、基準日未使用残高(毎年3月31日・9月30日時点における未使用残高で、資金決済法3条2項に定めるところにより算出したものをいいます。)の2分の1以上の金額を供託しています。</p> <p>利用者の皆様には、こちらの供託金(発行保証金)から、前払式支払手段に係る債権に関して、弊社に対する他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利がございます。</p>
	(第2号) 発行保証金の保全の方法	弊社は、資金決済法14条1項に基づく発行保証金について、株式会社みずほ銀行との間で発行保証金保全契約を締結する方法によって保全しています。
	(第3号) 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カード/シートの交換、紛失カード/シートの再発行、払戻し、換金はできません。</li> <li>●万一カード/シートの汚損、盗難、または ID 番号の第三者への漏洩による不正使用があった場合当社では一切責任を負いかねます。</li> </ul>

以上